議員提出議案第1号

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

提出者

中間市議会議員 柴田 広辞

賛成者

中間市議会議員	中野	勝寛
司	植本	種實
司	小林	信一
司	堀田	克也
司	柴田	芳信
司	草場	満彦
同	中尾	淳子

中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年中間市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「この条においてこれらの日を」を削り、「者」を「議員」に改め、「中間市」を削り、同条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(議員報酬の支給停止)

- 第4条 議員が拘束される処分を受けたときは、当該拘束される処分を受けた日から拘束される処分を解かれた日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬の支給を停止する。この場合において、支給を停止する議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。
- 2 前項の規定により支給を停止された議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、 当該支給を受けた議員は、当該処分を受けた日の属する月の翌月の末日までに当該議員報 酬を返納しなければならない。
- 3 第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は無罪判決(同様の効果を有する決定を含む。)が確定したときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。当該時点において議員の職を退いている場合についても、同様とする。

(議員報酬の不支給)

- 第5条 前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事 事件について有罪判決が確定したときは、当該停止していた期間の議員報酬は、支給しな い。
- 2 議員が刑事事件に関する刑の執行として刑事施設に収容されたときは、当該刑の執行が 開始された日から刑の執行が終了した日までの期間(以下「拘留等期間」という。)の議 員報酬は、支給しない。この場合において、支給しないこととする議員報酬の額は、各月 における拘留等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算 により算出した額とする。
- 3 議員が任期中の連続する2回の定例会並びに当該2回の定例会の間に開かれる議会の会議等(定例会を除く。)の全てを欠席したときは、当該議員に対しては、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬は、支給しない。
- 4 前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた議員が議会の会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員報酬を支給する。この場合において、当該出席した日の属する月の議員報酬の額については、当該出席した日を起算日として、その月の末日までの現日数とその月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。
- 5 議員が公務上の災害、出産その他議長が認める理由により議会の会議等を欠席したとき は、第3項の規定は、適用しない。

第3条を削る。

第2条中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の議員報酬は、その職に就いた日からその職を離れた日まで支給するものとし、それぞれの日が月の中途であるときの議員報酬の額は、当該月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。ただし、死亡によりその職を離れたときは、当該死亡した日の属する月の末日まで支給する。
- 3 議員報酬の支給方法については、前項に定めるものを除くほか、一般職職員の例による。 第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 拘束される処分 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分をいう。
 - (2) 議会の会議等 中間市議会会議規則(昭和42年中間市議会規則第1号)に規定する会議及び協議又は調整を行うための場並びに中間市議会委員会条例(昭和42年中間市条例第12号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
 - (3) 公務上の災害 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例(昭和43年中間市条例第1号)に規定する公務上の災害又は通勤による災害をい う。

本則に次の2条を加える。

(期末手当の支給停止)

- 第8条 基準日前6月以内の期間において、第4条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された期間がある議員に対しては、それぞれ基準日前6月以内の期間に係る期末手当のうち、議員報酬の支給を停止された期間に係る期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止する期末手当の額は、当該支給停止に係る期末手当の基準日前6月の期間の逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日前6月の期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。
- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による期末手当の支給停止について準用 する。この場合において、「議員報酬」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。 (期末手当の不支給)
- 第9条 基準日前6月以内の期間において、第5条第1項、第2項又は第3項の規定により 議員報酬を支給しないこととされた期間(以下「不支給期間」という。)がある議員に対 しては、それぞれ基準日前6月以内の期間に係る期末手当のうち、不支給期間に係る期末 手当は、支給しない。この場合において、支給しないこととする期末手当の額は、当該不 支給に係る期末手当の基準日前6月の期間における不支給期間の日数に応じて、当該基準 日前6月の期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。
- 2 前条第1項の規定により期末手当の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事事件 について有罪判決が確定したときは、当該停止していた期間の期末手当は、支給しない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 - (中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第3条」を「第3条第2項及び第3項」に改める。

では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国	
改正後	改正前
_(定義)	
第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>	
(1) 拘束される処分 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、 勾留その他身体を拘束される処分をいう。	
(2) 議会の会議等 中間市議会会議規則(昭和42年中間市議会規則第1号)に規定する会議及び協議又は調整を行うための場並びに中間市議会委員会条例(昭和42年中間市条例第12号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。	
(3) 公務上の災害 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例(昭和43年中間市条例第1号)に規定す る公務上の災害又は通勤による災害をいう。	
(議員報酬)	(議員報酬)
第3条 議会の議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並び に議員の <u>議員報酬</u> は、次のとおりとする。	第2条 議会の議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並びに議員の <u>報酬</u> は、次のとおりとする。
$(1)\sim(5)$ (略)	$(1)\sim(5)$ (略)
2 前項の議員報酬は、その職に就いた日からその職を離れた日まで 支給するものとし、それぞれの日が月の中途であるときの議員報酬	

<u>の額は、当該月の現日数を基礎として日割計算により算出した額と</u> する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、当該死亡した日 の属する月の末日まで支給する。

3 議員報酬の支給方法については、前項に定めるものを除くほか、 一般職職員の例による。

(議員報酬の支給停止)

第4条 議員が拘束される処分を受けたときは、当該拘束される処分を受けた日から拘束される処分を解かれた日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬の支給を停止する。この場合において、支給を停止する議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算

(報酬の支給)

- 第3条 前条の議員報酬は、その職についた日からその職を離れた日 まで支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、当該死 亡した日の属する月の末日まで支給する。
- 2 前項の場合において、その職についた日又はその職を離れた日の 属する月分の議員報酬は、当該月の現日数を基礎として日割計算に より支給する。
- 3 議員報酬の支給方法については、本条に定めるものを除くほか、 一般職職員の例による。

により算出した額とする。

- 2 前項の規定により支給を停止された議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた議員は、当該処分を受けた 日の属する月の翌月の末日までに当該議員報酬を返納しなければならない。
- 3 第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は無罪判決(同様の効果を有する決定を含む。)が確定したときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。当該時点において議員の職を退いている場合についても、同様とする。

(議員報酬の不支給)

- 第5条 前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で、当該停止に係る刑事事件について有罪判決が確定したときは、 当該停止していた期間の議員報酬は、支給しない。
- 2 議員が刑事事件に関する刑の執行として刑事施設に収容されたときは、当該刑の執行が開始された日から刑の執行が終了した日までの期間(以下「拘留等期間」という。)の議員報酬は、支給しない。この場合において、支給しないこととする議員報酬の額は、各月における拘留等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。
- 3 議員が任期中の連続する2回の定例会並びに当該2回の定例会の

間に開かれる議会の会議等(定例会を除く。)の全てを欠席したと きは、当該議員に対しては、当該2回目の定例会の閉会日の属する 月の翌月以後の議員報酬は、支給しない。

- 4 前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた議員が議会 の会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員 報酬を支給する。この場合において、当該出席した日の属する月の 議員報酬の額については、当該出席した日を起算日として、その月 の末日までの現日数とその月の現日数を基礎として日割計算により 算出した額とする。
- <u>5</u> 議員が公務上の災害、出産その他議長が認める理由により議会の 会議等を欠席したときは、第3項の規定は、適用しない。

(費用弁償)

第6条 (略)

(期末手当)

- 第7条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する<u>議員</u>に対して、一般職職員の例により支給する。
- 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議員が 受ける<u>議員報酬</u>の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額 をその基礎額として、中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭

(費用弁償)

第4条 (略)

(期末手当)

- 第5条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下<u>この条においてこれらの日を</u>「基準日」という。)にそれぞれ在職する<u>者</u>に対して、<u>中間市</u>一般職職員の例により支給する。
- 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議員が 受ける<u>報酬</u>の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額をそ の基礎額として、中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31

和31年中間市条例第23号)を準用して算出された額とする。

(期末手当の支給停止)

- 第8条 基準日前6月以内の期間において、第4条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された期間がある議員に対しては、それぞれ基準日前6月以内の期間に係る期末手当のうち、議員報酬の支給を停止された期間に係る期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止する期末手当の額は、当該支給停止に係る期末手当の基準日前6月の期間の逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日前6月の期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。
- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による期末手当の 支給停止について準用する。この場合において、「議員報酬」とあ るのは「期末手当」と読み替えるものとする。

(期末手当の不支給)

第9条 基準目前6月以内の期間において、第5条第1項、第2項又は第3項の規定により議員報酬を支給しないこととされた期間(以下「不支給期間」という。)がある議員に対しては、それぞれ基準目前6月以内の期間に係る期末手当のうち、不支給期間に係る期末手当は、支給しない。この場合において、支給しないこととする期末手当の額は、当該不支給に係る期末手当の基準目前6月の期間における不支給期間の日数に応じて、当該基準日前6月の期間の現日

年中間市条例第23号)を準用して算出された額とする。

数を基礎として日割計算により算出した額とする。

2 前条第1項の規定により期末手当の支給を停止された場合で、当 該停止に係る刑事事件について有罪判決が確定したときは、当該停 止していた期間の期末手当は、支給しない。